

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【公開番号】特開2018-152056(P2018-152056A)

【公開日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-037

【出願番号】特願2018-23739(P2018-23739)

【国際特許分類】

G 08 G 1/16 (2006.01)

B 60 W 30/08 (2012.01)

B 60 W 40/04 (2006.01)

【F I】

G 08 G 1/16 D

G 08 G 1/16 C

B 60 W 30/08

B 60 W 40/04

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年6月23日(2020.6.23)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

用語“リスク”とは、何らかの危険な事象が将来発生する確率に、当該危険な事象が実際に起こったときの影響の重大さ(s e v e r i t y)を乗じたものをいう。そのような危険な事象は、例えば、自車両と他の車両(対象車両)又は擬似交通実体との衝突であり得る。上記重大さは、例えば、衝突しようとする自車両と、対象車両又は仮定の交通シーン実体と、の間の衝突時における相対衝突速度、車両質量、衝突方向、衝撃ポイント、等々を含み得る。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0048

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0048】

算出されたリスク尺度は、ステップS7において評価される。次に、評価されたリスク尺度に基づいて、自車両についての制御動作が実行される。リスク尺度は、将来において発生し得る自車両と擬似交通実体との間の擬似衝突又は擬似距離などの危険事象(c r i t i c a l e v e n t)の確率に、その危険事象が実際に発生したときの結果の重大さ(s e v e r i t y)を乗じたものに相当する。上記結果の重大さは、例えば、衝突しようとする自車両と他車両又は仮定の交通シーン実体との間の衝突時の相対衝突速度、車両質量、衝突方向、衝撃ポイントを含み得る。